資料　3

令和２年１０月２０日
福　祉　部　福　祉　課

居宅介護支援事業所における管理者要件の改正について

平成３０年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の人材確保の状況を勘案し検討することとしていた管理者要件について、社会保障審議会の審議を経て、厚生労働省令が以下のとおり改正された。

１　改正の概要

①　管理者の要件

令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることを原則とするが、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合など、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とする。

②　管理者要件の適用の猶予

令和３年３月３１日の時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和９年３月３１日まで猶予する。

２ 条例改正の予定

令和２年第４回区議会定例会に条例改正に係る議案を提案する。